

議第 1 2 4 号

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年呉市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
(一般廃棄物処理手数料)	(一般廃棄物処理手数料)								
第 3 2 条 略	第 3 2 条 略								
2 市長は、事業系一般廃棄物の処理に関し、事業者から 1 0 キログラムまでごとにつき <u>1 3 0 円</u> の手数料を徴収する。	2 市長は、事業系一般廃棄物の処理に関し、事業者から 1 0 キログラムまでごとにつき <u>1 6 0 円</u> の手数料を徴収する。								
3 略	3 略								
4 市長は、第 2 4 条の規定に基づき占有者が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入する場合には、当該家庭系廃棄物の処理に関し、占有者から 1 0 キログラムまでごとにつき <u>1 3 0 円</u> の手数料を徴収する。	4 市長は、第 2 4 条の規定に基づき占有者が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入する場合には、当該家庭系廃棄物の処理に関し、占有者から 1 0 キログラムまでごとにつき <u>1 6 0 円</u> の手数料を徴収する。								
付則別表	付則別表								
1 旧下蒲刈町の区域 1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。	1 旧下蒲刈町の区域 1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>2 5 4 円</u></td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: right;"><u>4 0 7 円</u></td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとにつき	<u>2 5 4 円</u>	くみ取り 1 回につき	<u>4 0 7 円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>3 0 5 円</u></td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: right;"><u>4 8 8 円</u></td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとにつき	<u>3 0 5 円</u>	くみ取り 1 回につき	<u>4 8 8 円</u>
1 8 リットルまでごとにつき	<u>2 5 4 円</u>								
くみ取り 1 回につき	<u>4 0 7 円</u>								
1 8 リットルまでごとにつき	<u>3 0 5 円</u>								
くみ取り 1 回につき	<u>4 8 8 円</u>								
2 旧川尻町の区域 1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。	2 旧川尻町の区域 1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>2 5 4 円</u></td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: right;"><u>4 0 7 円</u></td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとにつき	<u>2 5 4 円</u>	くみ取り 1 回につき	<u>4 0 7 円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>3 0 5 円</u></td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: right;"><u>4 8 8 円</u></td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとにつき	<u>3 0 5 円</u>	くみ取り 1 回につき	<u>4 8 8 円</u>
1 8 リットルまでごとにつき	<u>2 5 4 円</u>								
くみ取り 1 回につき	<u>4 0 7 円</u>								
1 8 リットルまでごとにつき	<u>3 0 5 円</u>								
くみ取り 1 回につき	<u>4 8 8 円</u>								

3 旧音戸町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽並びに市長が別に定める地域に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。） 1人につき	普通便槽	月額508円
	無臭便槽	月額508円
	市長が別に定める地域	月額508円
くみ取り1回につき	普通便槽	483円
	略	

備考 略

(2) 従量制（普通簡易水洗及び無臭簡易水洗，一般家庭以外の施設（事務所，学校その他これらに類するもので，多数の者が利用するものをいう。以下この表において同じ。）並びに市長が別に定める地域に適用する。）

18リットルまでごとにつき		254円
くみ取り1回につき	普通簡易水洗	407円
	略	
	一般家庭以外の施設	483円
	略	

(3)・(4) 略

4 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を	月額508
-------------	-------

3 旧音戸町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽並びに市長が別に定める地域に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。） 1人につき	普通便槽	月額610円
	無臭便槽	月額610円
	市長が別に定める地域	月額610円
くみ取り1回につき	普通便槽	488円
	略	

備考 略

(2) 従量制（普通簡易水洗及び無臭簡易水洗，一般家庭以外の施設（事務所，学校その他これらに類するもので，多数の者が利用するものをいう。以下この表において同じ。）並びに市長が別に定める地域に適用する。）

18リットルまでごとにつき		305円
くみ取り1回につき	普通簡易水洗	488円
	略	
	一般家庭以外の施設	488円
	略	

(3)・(4) 略

4 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を	月額610
-------------	-------

除く。) 1人につき	円
略	

備考 略

(2) 従量制 (定額制を適用するものを除いたものに適用する。)

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円
	略

(3) 略

5 旧蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額 (当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円

6 旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額 (当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円

7 旧豊浜町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額 (当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。

(1) 従量制 (斎島地区以外の地区)

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円

(2) 従量制 (斎島地区)

18リットルまでごとに つき	282円
くみ取り1回につき	407円

除く。) 1人につき	円
略	

備考 略

(2) 従量制 (定額制を適用するものを除いたものに適用する。)

18リットルまでごとに つき	305円
くみ取り1回につき	488円
	略

(3) 略

5 旧蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。

18リットルまでごとに つき	305円
くみ取り1回につき	488円

6 旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。

18リットルまでごとに つき	305円
くみ取り1回につき	488円

7 旧豊浜町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 従量制 (斎島地区以外の地区)

18リットルまでごとに つき	305円
くみ取り1回につき	488円

(2) 従量制 (斎島地区)

18リットルまでごとに つき	305円
くみ取り1回につき	488円

(3) 略

8 旧豊町の区域

1 世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(1) 従量制

18リットルまでごとに つき	<u>254円</u>
くみ取り1回につき	<u>407円</u>

(2) 略

別表第2（第32条関係）

1 し尿

1 世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度（当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度）の4月分からは、くみ取り1回につき611円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制（従量制を適用するものを除いたものに適用する。）

世帯者（1歳未満の者を 除く。）1人につき	月額 <u>508円</u>
くみ取り1回につき	<u>407円</u>

備考 略

(2) 従量制（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者が利用するものに適用する。）

18リットルまでごとに つき	<u>254円</u>
くみ取り1回につき	<u>407円</u>

(3) 略

8 旧豊町の区域

1 世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 従量制

18リットルまでごとに つき	<u>305円</u>
くみ取り1回につき	<u>488円</u>

(2) 略

別表第2（第32条関係）

1 し尿

1 世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度（当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度）の4月分からは、くみ取り1回につき734円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制（従量制を適用するものを除いたものに適用する。）

世帯者（1歳未満の者を 除く。）1人につき	月額 <u>610円</u>
くみ取り1回につき	<u>488円</u>

備考 略

(2) 従量制（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者が利用するものに適用する。）

18リットルまでごとに つき	<u>305円</u>
くみ取り1回につき	<u>488円</u>

2 飼養する犬，猫等小動物死体収集運搬 1 体につき <u>5 6 0 円</u>	2 飼養する犬，猫等小動物死体収集運搬 1 体につき <u>6 8 0 円</u>
--	--

付 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

事業系一般廃棄物等に係る一般廃棄物処理手数料の額の改定をするため，この条例案を提出する。